

## 新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて

厚生労働省は 9 月 7 日、新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間の見直しに関する事務連絡を发出了しました。同日からの適用になります。

### ●有症状患者・・・原則 10 日間→7 日間

	0 日目	1～6 日目	7 日目	8 日目	9 日目	10 日目	11 日目
入院・高齢者施設に入所していない患者	発症日	療養期間 7 日間	症状軽快から 24 時間 ※1	療養解除	自主的な感染予防行動の徹底		
現に入院・高齢者施設に入所している患者	発症日	療養期間 10 日間			症状軽快から 72 時間 ※2	療養解除	

※1 症状軽快が 7 日目以降となった場合は、症状軽快後 24 時間まで療養期間が延長。

※2 症状軽快が 8 日目以降となった場合は、症状軽快後 72 時間まで療養期間が延長。

### ●無症状患者

	0 日目	1～4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目	
下記以外	検体採取日	検体採取日から 7 日間				療養解除	
5 日目の検査キットによる検査で陰性の場合	検体採取日	検体採取日から 5 日間		検査陰性	療養解除 自主的な感染予防行動の徹底		

●新型コロナウイルスの抗原定性検査キットは国が承認した「体外診断用医薬品」を選んでください。

※「療養期間」および「検査キットの適正な選択にリーフレット」についての厚生労働省の事務連絡は右記の QR コードよりご覧いただけます。



療養期間



検査キット

各種通知等は、日歯 HP 内の「新型コロナウイルス感染症について」（歯科医師のみなさまへ）およびメンバーズルーム (<https://www.jda.or.jp/member/>) に掲載しています。



歯科医師向け



メンバーズルーム

発行責任者：公益社団法人 日本歯科医師会  
 常務理事 小山茂幸  
 本ニュースレターに関する問い合わせは、  
 03-3262-9322（広報課）にご連絡ください